

(表)

症 状 等			指導項目	標 準 措 置
妊娠中 にかかり やすい病状	静脈瘤	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっているの休憩
	痔	症状が著しい場合		
	腰痛症	症状が著しい場合		長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	肩・腕・手・指の関節炎	軽症		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
重症			休業（入院治療）	
多胎妊娠（胎動）				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後回復不全		軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3. 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間に○を付けてください。）

1 週間（月 日～月 日）	
2 週間（月 日～月 日）	
4 週間（月 日～月 日）	
その他（ ）	

〔記入上の注意〕

- ① 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入ください。
- ② 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休息に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休息に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。

4. その他の指導事項（措置が必要な場合は○を付けてください。）

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休息に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

所属 _____

氏名 _____ 印

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

女性労働者のみなさん

「母性健康管理指導事項連絡カード」

を利用しましょう！



☆ 男女雇用機会均等法では、事業主に
対して次のような措置を講じることが
義務づけられています。

- ① 妊娠中及び出産後の女性労働者が
保健指導又は健康診査を受けるため
に必要な時間を確保すること
- ② 医師等の指導事項を守るために必
要な措置の実施を図ること

☆ 「母性健康管理指導事項連絡カード」
は、仕事をもつ妊産婦の方が医師や助
産婦から受けた指導事項を守るため
に、事業主の方がどのような措置を講
じればよいかを知るためのカードです。

●お問い合わせは、労働省都道府県女性少年室へ

北海道	011-709-2715	東京	03-3814-5372	滋賀	077-523-1190	香川	087-831-3762
青森	0177-35-1033	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-622-4645	新潟	025-266-0047	大阪	06-6941-8940	高知	0888-85-6041
宮城	022-299-8844	富山	0764-32-2740	兵庫	078-332-7045	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-231-3086	奈良	0742-36-1820	佐賀	0952-32-7150
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	0734-22-4743	長崎	095-844-4384
福島	024-536-4609	山梨	055-252-6779	鳥取	0857-22-3249	熊本	096-352-3865
茨城	029-221-3915	長野	026-234-7817	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-3046	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-25-5531
群馬	027-231-5136	静岡	054-252-5310	広島	082-223-2878	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-822-4273	愛知	052-951-4191	山口	0839-22-8017	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-228-2782	徳島	088-652-2718		

母性連絡カードは、労働省ホームページからも入手できます。
<http://www.tsoi.go.jp/topical/seido/poaei/hourei/980801-30.htm>

労働省女性局

女性労働者のみなさんが、安心して健康に子供を産むことができるよう、事業主から次の措置を受けることができます。

☆ 事業主に申し出ることにより、勤務時間の中で健康診査等を受けるために必要な時間をとることができます。(均等法第22条)

(1) 妊娠中

妊娠23週までは4週間に1回

妊娠24週から35週までは2週間に1回

妊娠36週以後出産までは1週間に1回

- ただし、医師又は助産婦からこれと異なる指示を受けたときは、その指示に従って、受診のための時間をとることができます。

(2) 産後(出産後1年以内)

医師等の指示に従って、受診のための時間をとることができます。

☆ 健康診断等で医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるようにするために、右の母健連絡カードを利用して、勤務時間の短縮など下記の措置を受けることができます(診断書等の書類でも受けることができます)。(均等法第23条)

- (1) 妊娠中の通勤緩和・・・勤務時間の短縮、時差出勤等の措置
- (2) 妊娠中の休憩・・・休憩時間を長くする、回数を増やす等の措置
- (3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置・・・作業の制限、勤務時間の短縮、

休業等の措置

- (4) 医師等の指導がない場合又は不明確な場合でも、事業主に申し出て、適切な対応をとってもらうことができます。

母健連絡カードの使い方(右のカードを切り離してご利用ください。)

- 1 健康診査等の結果、指導事項がある場合に、医師等に必要事項を記入してもらいます。
- 2 母健連絡カード裏面下の「指導事項を守るための措置申請書」欄に、申請日、所属、氏名を記入し、事業主に提出します。
- 3 母健連絡カードは女性少年室に備えてあります。また、市町村の母子保健担当窓口、産婦人科医院などにも備えているところがあります。

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 氏名 平成 年 月 日

氏名 氏名

氏名 氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の対象。下記2～4の措置を受けることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	------	---	-------	---	---	---

2 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

症 状 等		指導項目	指導事項
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業（入院加療）
妊娠高血圧	110/90/140以上110/140未満		負荷の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	110/90/140未満		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽症		負荷の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）			休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）			休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠中毒症	浮腫	軽症	負荷の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	蛋白尿	軽症	負荷の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	高血圧	軽症	負荷の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）	軽症	負荷の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
	重症	休業（自宅療養又は入院加療）	